

十六世紀末のホローブ法令と債務ホローブ

石戸谷重郎

【要約】十七世紀ロシアはホローブ制の歴史からいえば、債務ホローブの世紀であった。債務ホローブを隷属せしめた法的根拠は、いわゆる「スルジーラヤカバラア」であり、それは十六世紀の過程のなかで普及してきたが、この世紀の末葉のホローブ法令はスルジーラヤカバラアを中心とするホローブ制の変革を企図し実現した。その重点は、(1)スルジーラヤカバラアのもつていた債権＝債務の関係をなくし、ホローブの隷属の証文たらしめ、主人の死まで移転できない、死後は自由に解放、とした、(2)完全ホローブになるものを少なくしようとした、(3)証文なしの自由奉公人をもカバラア強制によつて債務ホローブ化した、(4)完全ホローブたると債務ホローブたるとを問わず、すべてのホローブを國家の帳簿に登録させることにした、の四点にある。登録帳簿によつてこの変革の実態を検討し、十六世紀末葉ホローブ法令の意義を確認せんとするのが、本稿の主題である。

「スルジーラヤカバラア」(служилыя кочалы)とよば

ある。

れた債務隷属の証文は十六世紀のロシアにかなり広く普及していた^①。しかし、農民土地緊縛立法が顕著におし進められた十六世紀末葉に、このスルジーラヤカバラアを中核としてロシアのホローブ制には一連の変革が行なわれた。

それは一五九七年二月一日法令^②、ないしはこれに引用されはいるがテキストを残していない一五八六年六月一日法令^③および一五九三年三月法令とによつて企図されたもので

これらの法令、とくに一五九七年法令については、ロシ

ア・ソビエト史学も、その意義を極めて高く評価してきて

いる。例えば、グレーコフは名著「ロシア農民」にとくに

「一五九七年」なる一節を設けて「重大な変革」の年であつたとし^④、クリューチェフスキイはこの法令を「その影響においてモスクワロシア最大の法律の一つ」と評し^⑤、ジヤコーノフはこの法令と一五八六年法とによつて「スルジ

ーラヤ・カバラアの属性は本質的な変化を受けた」と述べている。パネヤフでさえも「十七世紀における債務ホロープストウォの一層の発展を決定した」のが一五九七年法であつたことを認めているのである。スルジーラヤ・カバラアの様式に考察を加えたラッポ・ダニーフスキイもまたつねに十六世紀末葉のホロープ法令に注目している。

本稿は、一世紀余にわたつてロシア・ソビエト史学で刊行されてきた「登録帳簿」を直接に検討し、またこの種史料の刊行と発見（未公刊のものは筆者未見）の都度公にされたその研究成果をも参照しつつ、十六世紀末葉ロシアにおけるホロープ法令の変革の実態を究明することを直接の課題とする。

一 債務ホロープの基本的性格

債務ホロープの主人への隷属はスルジーラヤ・カバラアによつて律せられるが、このスルジーラヤ・カバラアの中核的もしくは契機的項目はいうまでもなく債権・債務の關係である。しかし一五九七年法令が、「スルジーラヤ・カバラアによつて金を取るべからず（*ne imayti*）」（第四条）、「債務

ホロープの死後、その妻子に金を指示すべからず（*ne ukazhivayti*）」（第五条）、と規定して以来、一たびスルジーラヤ・カバラアを出して債務ホロープになつたからには、この債権・債務の關係は消失し、ただ支配・隷属の關係のみが残されることになつた。したがつてカバラアには何ルーブリの「金を借りたり」（*zaimi klyuzhi*）と明記し、また債務ホロープになる者が「負債者」（*zadolzhnik*）とよばれていることと稀でないにしても、金銭の貸借は実際には、まさに授受であつた。本人に対しても遺族に対しても返済を請求できない金銭を与えることを貸借關係の成立とはいひ得ないからである。もつと端的にいうならば、それは身売り金、ただし主人の死ぬまでという期限つきでの身売り金である。ヤコブレフもカバラアに示されている負債額を「ホロープの値段」（*chena na khoranov*）といひあらわしている。

一六四九年法典ホロープ裁判の章は、スルジーラヤ・カバラアにおける負債額を三ルーブリと一定にし「これより多くても少なくとも」認めないことを規定している（第二章第十九条）。十七世紀後半に属するスルジーラヤ・カバラアは、この規定が守られて、夫婦ならば六ルーブリ、さ

らに子一人あれば九ルーブリ、となつて示している。カバラアの負債額が文字通りの借金であるならば、国家の法がそこまで干渉できなかったであろう。負債から身売り金への転化は一五九七年法令の指示にも反映している。「ふるいカバラアによる懇請をきくべからず」(第四糸)というのは、それまでは負債者のつもりでいたカバラアによる隷属者からも返済解放移転の権利を奪つていたのである。この法令以後にカバラアを主人に出す者が、主人の死までの隷属を覚悟せねばならなかつたことは、勿論である。エゴロフの表現をかりるならば、この法令以後「ホローブストウォに身売りし」「やしきにホローブを買入れる」ことがスルジラヤカバラアによつて行われたのである。

スルジラヤカバラアに示されている「負債額」についてはロシア・ソビエト史学も関心をもつて考察の対象にとり上げている。一六四九年法典以前には一人何ルーブリというような固定した基準が見出されない。しかし「負債額」はそれぞれの時点の社会経済史の一断面を物語つている場合が稀でない。顕著な一例として HEIKK. の七一—

年(一六〇二—一六〇三年)の帳簿に登録されている七百三十一通のカバラアがあげられる。そこでは一—二ルーブリが圧倒的に多く、ときに三ルーブリである。ヤコブレフヤカシタノフが指摘しているように、「ホローブの値段」が十六世紀末に比べて低下していることは、まさに当時の飢餓と凶作、それによる債務ホローブ志望者の激増の反映である。カシタノフは十七世紀二十—四十年代には三ルーブリに上昇していると報告している。

つまり十七世紀前半には額に動揺があつても個人差による振幅は小さく、むしろ時代の流れを反映させていたと思われる。しかるに十六世紀末葉では一ルーブリから十五ルーブリに及んで多種多様である。P.H.B. XV. の七一—〇八年(一五九九—一六〇〇年)の帳簿によつてその多様性の中から何らかの法則を見出そうとしたのがエゴロフである。

都市出身者、読み書きできる者、職人としての技能をもつ者、以前にどこかで奉公した経験のある者などに比較的高額が渡されたとエゴロフは見ている。このような原則が十六世紀末の他の帳簿についても妥当するかどうかはなお検討を要すると思うが、その際エゴロフはこの七一—〇八年の

帳簿に登録されているカバラアのすべてが、何ルーブリの「金を貸した」と書いていても、実際に金が渡されなかつた場合もありとし、それらを一応考察の範囲から除いてるのである。^⑩

エゴロフはこのようなスルジーラヤ・カバラアを「虚構の契約」(фигурные сделки)とよんで、「実際の契約」と區別している。勿論、かれ以前にも例えばラツポ・ダニレフスキイは、金を借りたというがそれはリアルであつたかと疑つたりしている。^⑪しかしエゴロフほどに明確に論断していない。エゴロフは七一〇八年の帳簿から少数の家族構成者を除き、独身者で債務ホローブになつた者だけについて、虚構三十二、實際八十七、と推定している。エゴロフが契約といつている意味は、さきにも引用したように、ホローブへの身売り金の授受のことである。それが虚構であつた場合が少なくないとすれば、スルジーラヤ・カバラアおよび債務ホローブの性格がまた反省し直さなければならぬであらう。

エゴロフが虚構と判定している各種のケースのうち、とくに著しいのは年少者と、以前からその主人に隷屬してい

る者である。実際に帳簿にあたつてみても、かれの所説は蓋然性をもつていると思われる。例えば、「ロシア語を話せない」十三歳のレット人の少年が三年前つまり十歳のときから「奉公」している主人から五ルーブリ借りてその債務ホローブになつたという事例^⑫、旧主に完全ホローブとして隷屬していた十一歳の少年が別の新しい主人に五ルーブリの負債を負つてスルジーラヤ・カバラアを出して新主人の債務ホローブになつたという事例^⑬、あるいは乞食をして廻つていた十五歳のレット人少年が四ルーブリの負債によつてホローブになつたという事例^⑭、これらは七一〇八年の帳簿において四ないし五ルーブリが高額の部に属することから考えても、金の授受が行なわれたとは考えられない。またわずか八歳の少女が型通りのスルジーラヤ・カバラアを出している一例がある^⑮。帳簿には訊問に対する少女の陳述も記されているが、それによれば少女はこの主人の父の完全ホローブとして母とともに隷屬していたのであるが、主人の父が出家するにあたり、母と少女とを、二人の息子(即ち、主人とその兄弟)に分ち与えたという。この主人はかくして得た少女が自己に隷屬する者であることを文書に

しておくためにのみ、スルジーラヤ・カバラアを利用したのであつて、ノヴァムベルグスキーのいう「強制されたるカバラア」の好事例である。わずか五ルーブリとはいへ、「金を借りました、利子としてやさきで奉公します」というカバラアの文言は全くの空文にすぎない。金を貸す必要も、つまり買ひとる必要もなかつたであらうし、八歳の少女に「奉公」できるわけもないのである。一五九七年法令第一条および第三条に指示されている一切のホローブ的關係の成文化およびその証文の登録の要請が招いた一例にすぎない。

エゴロフによつて直接に考察されなかつた、同じ P.M.B. №. の七一〇六年（一五九七—一五九八年）の帳簿は、かれの原則以前からの主人に対するカバラアは、虚構が充分にあてはまると思われる。クーシエワやグレーコフが十六世紀末葉のホローブ制変革の貴重な史料として利用しているこの七一〇六年の帳簿は、かれらの指摘するように、証文なしに、または証文が紛失されたままで奉公している主人に出されたスルジーラヤ・カバラアが圧倒的に多く、計九十九通、「あらたに」(анова) 奉公することになつた場合

はわずか三通である。この九十九通の「負債額」を見るとその大部分が五ルーブリである。のみならず三分の二近くを占める家族構成者と三分の一を占める独身者とがひとしく五ルーブリである。さきに述べたように、「負債額」が実際には身売り金であつたこと、および一六四九年法典では家族一人一人について三ルーブリと規定するにいたつている事情などを考慮すれば、一人に対しても五人に対しても無差別に五ルーブリとカバラアに記されていることは、エゴロフのいう「虚構の取引」に属するものと判断されるべきであらう。他方かれらの前歴の具体的な事例を考えても、例えば、ともに二十歳で二人の子を持つ夫婦は以前十年間、つまり十歳のときから同じ主人に「奉公」している、十八歳の青年が十七年間、また同じ十八歳の青年が十二年間、なかには十二歳の少年が十二年間（生れたときから）「奉公」している。② 「奉公」がまさに「隷属」の意味で用いられているが、このような場合に主人は金を出してかれらを買ひとる必要があつたとは考えられない。

「負債」が虚構であつた場合が十七世紀にどれほど見られるかについては、筆者もなお追究し得ていない。ただ一

六八〇—一九〇年代のスルジーラヤ・カバラアではすでにこの「負債」の項目が、現存史料に関する限り、例外なく消え去つてゐることに注目しておきたい。ここでは「返済するまでは」の代りに主人の「生涯中」(一五九七年法令第四条を想起されたい)奉公すると述べ、しかもそれ以前と同様に「税」(пошину)がとられ帳簿にも登録されている(税率は異なる)。ラッポ・ダニレフスキーは「動乱以後においてもスルジーラヤ・カバラアは……自己のリアルな意義をなお完全には失つていなかつた」と述べている。失いはじめてゐるのが十六世紀末葉からであることは、以上述べ来つたところからほぼ明らかであろう。

いま十六世紀末葉を主にして考えるとき、債務ホローブにおける「債務にもとづく」という意味は過少評価されてはならないと思う。しかし「債務によらない」債務ホローブもあつたこと、つまりスルジーラヤ・カバラアにおける「負債」が虚構であつた場合も少なくなかつたことが認められるとすれば、債務ホローブのより共通的な性格、スルジーラヤ・カバラアによる隷属の十六世紀末以降における特質はどこに求むらるべきであらうか。この点で問題とな

つてくるのが、いわゆる「主人の死までの」隷属である。

債務ホローブの主人の死までの隷属とは一五九七年法令の次の規定を指している。「スルジーラヤ・カバラアによつてホローブストウォにあるものとす、……自己の主人より立ち去るべからず(не отходить)、……カバラアによつて主人に死までひき渡すべし(быти до смерти)」(第四条)、「息子または娘が生れたるとき……かれらの父と同じく主人の死まで(по рождению их смерти, как и отца их)主人にホローブとして「隷属す」」(第五条)。

債務ホローブのメルクマールとして主人の死までの隷属が重要視されたことは、この法令以後十七世紀においてつねにくりかえし指示されてゐることからも認められる(現実とは逆であつたのではないかについては、後述する)。例えば、一六〇六年一月七日の法令は主人の死後もかれらが解放されないことがないように、「父と子」「兄と弟」「おじと甥」などを共通の主人としてスルジーラヤ・カバラアをとることを禁じている^④。一六〇九年五月二十一日法令は、主人の死後債務ホローブもその子も「自由に解放すべし」と指示

するとき、とくに「以前の勅令により」として一五九七年法令を典拠にしているのである。^⑧ また債務ホローブについての立法を集大成しているとも見られるべき一六四九年法典ホローブ裁判の章は、これを主人の死後は自由なるべきものとして、相続・譲与される完全ホローブと対置せしめて、いるのみならず、主人の遺族が解放しないときはホローブ庁に訴え得る（第十四条）、主人急死のときは債務ホローブなることが確認されれば「解放状なしでも」自由を取得する（第十五条）、とまで規定している。

このように債務ホローブに関する立法は主人の死を契機とする自由への解放を重視しているのであるが、この主人の死による解放は十六世紀末にはじまる現象でもなく、また債務ホローブのみに限られたものでもない。即ち、十四世紀後半以来の多数の遺言状は、勿論ホローブの相続・譲与さるべき者（少なからざる量）をもあげているが、また同時に多かれ少なかれホローブの解放を宣している。^⑨ ホローブの解放状になるとその内容の伝えられるものが少なく、時代も十六世紀末以降のものしか残されていないが、解放の契機は確認される範囲では、ほとんどが主人の死亡である。^⑩

また登録帳簿は債務ホローブの前歴を記載することを原則としているが、これは以前にたれか別の主人に隷属していたことのある者は、どのような形態で隷属していたかとも、如何にしてその旧主から自由になつたかについての本人の陳述を載せているものである。いま一五九七年以前に相当する時期を考えても、その隷属形態の種々相にもかわらず、かれらの陳述を信じ得べきものとすれば（なにもとも逃亡した場合でも、自ら逃亡者とは称しなかつたらうから）、その圧倒的多数は、旧主死亡にあたり解放されたり、旧主の遺族解放せり、旧主死して遺族なし、などと述べている。たんに解放されたりとのみある場合も恐らくその大部分は旧主の死亡が契機になつたものと思われる。

このように主人の死がホローブその他の隷属者に解放をもたらしていたことは、一五九七年以前でも稀な現象としてでなく、確認されるのである。一五九七年法令の意義の一つは、ロシアのホローブ制のなかにこの解放を主人の法的な義務として規定した債務ホローブなる範疇をもちこんだことにある。エゴロフの表現をかりていえば、債務ホローブの「解放は主人の意志によらず」「今や義務的なもの

となつた」のである。^③

債務ホローブが期限づきの隷属者であつたこと、主人の死とともに解放さるべきホローブであつたことを確認した上で、われわれは一五九七年法令が企図したもう一つの面をも見落してはなるまい。主人の死までの隷属はエゴロフのように死後の解放が主人の側の義務となつたといひ得るし、ジャコノフのように「主人の死までのみ」(圈点、引用者)と解し得るし、セルゲーウイチによれば「債務隷属を債権者の生きている期間に制限した」と見得るのである。^④しかし同時にまた、グレーコフが端的に指摘しているように、主人の死までの隷属は「債務ホローブがそのときまで自己の主人のもとに住むことを義務づけられた」^⑤ことをも意味しているのである。一五九七年法令そのものも、まさにあげたように、「主人より立ち去るべからず」とまず明記し、その上で主人の「死まで」と限定している。

スルジーラヤ・カバラアが、文書としては債権・債務の關係とこれに基づく労役義務のみを規制していることを思うとき、この文書をもつたとえ主人の死までの限られた期間にしても、移転権のないホローブ隷属の証文に転化さ

せたところに、一五九七年法令の重要な一側面が見られるのである。ロシア・ソビエトの学界であまねく言われているスルジーラヤ・カバラアによる返済、そして解放の権利と可能性が奪われたというのは、まさにこの点を指しているのであつて、右にあげたジャコノフにしてもセルゲーウイチにしても、けつして「変革」のこの意義を過少評価しているのではない。最も新らしくは、パネヤフ論文を批判したシャピロが、「主人を選択する自由」即ち移転する自由が、「一五九七年以前にすでに債務リユージイから奪われていたとするかれ(パネヤフをいう)のテージスは容認できない」といつていることに、ソビエト学界の動向がこの点では變つていないことを知るのである。^⑥

以上、債務ホローブの基本的性格を考察し、おのずからまたこの範疇のホローブをつくり出した一五九七年法令の意義の一、二にも言及したのであるが、さらにすすんで完全ホローブとの關係ないしはホローブ主が死後は解放という限定された隷属に如何に対応したかを検討しよう。

二 完全ホローブと債務ホローブ

完全ホローブが債務ホローブに駆逐されて行く傾向は、すべてのホローブ証文を提出させて登録した一五九七—九八年の再登録帳簿にも明白に看取される。いま、完全な形で刊行されている P.M. XVIII. (原本が完全という意味でない) 一部が刊行されている AMIC. および最近に発見されて、証文の分類・数・年代のみが報告されている FAH.^⑤ の三つの再登録帳簿によると、次のことが認められる。

(1) 全体としてスルジーラヤ・カバラアがはるかに多い(約七割)。

(2) 完全ホローブに対する証文は、これを相続・譲与・分配・贈与によつて得ているものが多く、あらたに自由人からこれにおちいつている証文は少ない。

(3) 右の自由人→完全ホローブの文書たる身売り状と報告状は、十五世紀末に多く、ついで十六世紀前半に比較的多い。

(4) スルジーラヤ・カバラアは、その殆んどが十六世紀後半に集中され、かつ十六世紀八〇—九〇年代に圧倒的大

部が属していることが印象的である。

キエフ国家の法典「ルースカヤ・プラーヴダ」に規定されている完全ホローブが、モスクワ国家の一四九七年法典や一五五〇年法典によつて次第にその発生を抑制されつつあつたことはここにくり返さないが、この型のホローブの存続は一五九七年法令は勿論、一六四九年法典でもけつして拒否されておらず、法的な保障さえも得ている。しかし、すでにウラジミールスキイ・ブダノフが指摘し、バルクが強調したように、あらたに自由人が完全ホローブになるとは、十七世紀ではほとんど行なわれなくなつたと思われる。一六四九年法典はその存続を認めながらも、それに入る手続については全く沈黙しているのである。

すでに完全ホローブになつている者を再確認している一五九七年法令、右に見たように十六世紀後半とくに八、九十年代に多いスルジーラヤ・カバラアによる隷属者を、債務ホローブに転化させた一五九七年法令は、完全ホローブの発生についてその第八条と第九条で規定している。

この两条の解釈にはなお疑念の残される点もあるが、ロシア・ソビエト史学で、ほぼ一致して認められていること

は、「自己に対する身売り状および報告状を与えんとするときは」、「ポステルニーチイにしてモスクワ第三区代官なる」(начальник и помощник Премъ Московскаго) イストマール・ベゾブラゾフの承認を要すること(第八條)、およびそこで本人が否定するときは承認されないこと(第九号)、である。

一般に、完全ホロープになることが「特別な統制におかれた」(ウーブダノフ)、「身売り状をホロープから取ろうとした主人に困難を創出した」(エゴロフ)、あるいはまた本人に「いささかの動搖あるときは」完全ホロープになることを認めなかつた(ノヴォムベルグスキイ)、といわれているように、第八・第九の兩條が完全ホロープの發生に抑制的手段をとつてゐることは明らかである。その重点は、一五〇年法典では身売り状と報告状との交付承認が地方の代官に委任されていたのに(同法典第六十三條)、それが廃止されて、皇帝側近者であつたと思われる特別職の「ポステルニーチイ」(字義通りには寢殿官の意)の専決事項とされたことである。現在に伝わる一五九七年法令以後の身売り状または報告状の最後は、「ユシコフ文書」所収刊行のものである。

るが、一六〇〇年六月三日の日付をもつこの報告状は、「自由人」が三ループリで「身売りし」(распродан) クリューチニクとなりまたホロープとなつてゐることを示すのみならず、一五九七年法令第八條の規定のままに、「ポステルニーチイ」なるイストマール・ベゾブラゾフの承認を得、彼の印章をもつて成立してゐる。^⑧

このような完全ホロープに対する証文を得ることの困難さは、債務によらないときでもスルジーヤカバラアによつて隸屬を成文化させるといふ結果を招いたのであるが(既述の虚構の債務)、それがすでに完全ホロープになつてゐる者に適用されたと一般に解釈されているのが、この法令の第三條である。

一五九七年法令は全ホロープとその証文登録を指示しているが、それは証文が紛失されている場合をも考慮せざるを得なかつた。第三條は証文が一五七一年および、その後火災および「他の何かの事故によつて失なわれているとき」(шумъ какинъ обрываетъ упрямца)、そして「届出」(шумъ)がなされていれば、再交付されるとして、次のように規定してゐる。

以前の皇帝フェードルの一〇一年（一五九三年）三月の決定により、奉公の新らしい証文^{доказательство}を取得す（*имати в суде новые крепости*）

右の「奉公の」または「奉公における」証文とは何であらうか。グレーコフは「奉公」（スルージバ *служба*）という用語に注目して、それはスルジーラヤ＝カバラアを指さすものと解している^⑤。しかし ПИБ. XVII. の再登録帳簿に豊富な実例が見出されるように「奉公す」とはスルジーラヤ＝カバラアによつて債務ホローブが隷属していることのみを意味したのではない。「本身売り状によつて奉公しあるもの」（*по той же полной покупке*）、あるいは「本遺言状によつて奉公しあるもの」として、そのあとに紛れもない完全ホローブの名が列挙されているのである。のみならず一五九七年法令そのものが、しかもこの第三条のはじめの部分でこの用語を右のような広い意味で使っている。「ホローブが身売り状、報告状、……遺言状および他のふるい証文、奉公しありたるも」紛失せるとは「奉公の新らしい証文を取得す」という同条の全体構成からは、グレーコフやノヴォムベルグスキイのような解釈は出て来ない筈である。

にもかかわらずロシア・ソビエト史学では紛失・届出の際身売り状などが再交付されたとする見解は全くないのである。筆者もまたこの一般の見解を反駁するだけの資料をもちあわせていないが、条文そのもののグレーコフ的な解釈よりは、すでにバウロフ^⑥シリヴァンスキーが指摘しているように、「新らしい身売り状を取得できたが」、地方では困難であつた（既述、第八・九条による）、それ故現実にはスルジーラヤ＝カバラアで満足したものが多かつた、と考えたい。

その現実の反映は ПИБ. XV. および ЛЗАР. 22. の登録帳簿に最も明白である。これらの帳簿はともにもその前後を欠損しているが、一五九七年十二月十五日から二十日のわずか六日間に大ノヴゴロドのみで四十通のスルジーラヤ＝カバラアが完全ホローブに対して承認され、登録されているのである。さきに見たように、かれらの大部分は五ルーブリを借りことになつており、かつ一様に「かれ何の某（主人の名をあげている）のスター、ヌイ、なり、しかるに意志によつてかれのもとにやしきに奉公に赴く」（*справивши его, а идет к нему во двор закупки волею*）と訊問に対して答

えているのである。同一主人のもとでの完全ホローブから債務ホローブへの転化が、証文紛失の際はホローブとして認めず、再交付を申請すべしという一五九七年第三条の規定の結果として、大幅に促進されているのである。クーンエワのいうように、大ノヴゴロドの帳簿が完全に復元されたならば、そしてまた全モスクワ国家のそれが予想されるならば、このような形で債務ホローブに転化された者の数は著しい量に達するに相違あるまい。

かくして完全ホローブが債務ホローブに交替されて行く段階における国家のホローブ対策の果した役割が考えられるのであるが、ホローブ主の側はこれに如何に対応したであらうか。というのは、自由人が(被解放者をも含めて)債務ホローブになつた場合は勿論のこと、完全ホローブがこれに切り換えられた場合でも、かれらは主人の死後は解放さるべきであり、主人の遺族に対する隷属関係を断ちきる権利をもつたのであつて、ホローブ主の側がつねにこのような事態を拱手傍観していたのみとは考えられないからである。

さきにわれわれは完全ホローブにしても債務リユージイにしても主人の死後自由を得ている事例が多いことを見た。しかしその際注意しておいたようにその逆の場合も少なくないのであつて、主人の側の義務的な解放を法的に規定した債務ホローブなる範疇の隷属者がつくり出されたにしても、主人の側の抵抗がなかつたとは思われぬ。

РИБ. XVII. の再登録帳簿には、提出されたスルジエラヤ・カバラが登録を拒否されている事例が見られる。その理由として登録担当者は、「かれの父オフエナシイ侯の名において書かれたるもの故」と述べている。つまりカバラにおける「某々から金を借り……某々のもとで奉公す」の、いわゆる「主人」(гозына)が、現在の主人でなく、その父であるという理由で「登録せずに返却」(отраха, не записав)されているのである。またカラチョフの報告によれば、АНИОС. の再登録帳簿の未刊行の部分に同様に登録を拒否されたカバラが三通あり、その一つは理由として「かれは死亡せる故」と明記している。主人の死後、その遺族のもとにとどまっていた現実が考えられるが主人側と国家との対立が読みとらるべきであらう。

債務ホローブを遺族が手もとに緊縛しておこうとした場合、より合法的な手段もとられた。その第一は完全ホローブとの結婚である。結婚によつて完全ホローブ身分におちいることはキエフ国家やモスクワ国家の法典に明示されているところであり、一六四九年法典にもこの原則を継承する条項が設けられている。一五九七—九八年の再登録帳簿は、たんにホローブ証文を登録するのみならず、その証文によつて緊縛され現に奉公し隷属するすべてのホローブの名をも登録しているが、その際スルジラヤ^①カバラアを出している者について例えば次のように記載していることが稀でない。

フォファンカに対する五ル^②ブリのカバラア。マトフェイに金^{かぶ}を借りたり。フォファンカは、スタリン、ナヤ^③ローバ、アンニ^④ツァと結婚せり。かれらの子は、息子センカ、ならびに娘カテリンカ。

ここに「スタリンナヤ^⑤ローバ」(stapunnia roba)とはマトフェイの完全ホローブなる女性隷属者のことである。カラチコフも指摘しているように、かくしてかれフォファンカは、主人の死とともに解放されず、遺族に相続され得る

完全ホローブに、結婚によつておちいつているのである。再登録帳簿に少なからず見られるこのような事例は、スルジラヤ^⑥カバラアから返済^⑦解放の権利が剥奪されていない一五九七年以前の場合のみである。これ以後の帳簿は、カバラアを出したあとでどうなつたかを一切伝えていない、というよりは伝え得ないのである。しかし独身者が同様な運命をたどつたことは充分にあり得ると思われる。完全ホローブが残滓としてでも一六四九年法典にのこつているのは、一つにはこのようにして維持されたからではあるまいか。

債務ホローブを主人の遺族がひきつづいて隷属せしめ得た合法的手段の第二は、主人の遺族に改めて、スルジラヤ^⑧カバラアを出させることである。一六〇九年五月二十一日法令は、「父の死後、自己の名において (ha chno hani) カバラアを取らざりし者は、リュージイを自由に解放すべし^⑨」と指示している。改めてカバラアをとらなかつたホローブ主が多かつたことを思わせるが、このこと自身債務ホローブと主人側との関係が、主人^⑩父の死亡によつて簡単にたち切られてしまつたものでないことを思わせる。そし

て無効になつたカバラアに対して、新しいカバラアを得ている遺族もまた少なくなつたと思われる。すま P.116. XV. 七一〇八年の帳簿におけるこのような事例の中の典型的なものをあげると、一六〇〇年六月二十二日にワシリー・モチャーキンなる主人に五ルーブリを借りたことにしてスルジーラヤ・カバラアを出しているワースカなる債務リュージイは、このカバラアの承認と登録に際しての訊問に次のように答えている。

以前ワシリー・モチャーキンの父イワンにカバラアにより二十年間奉公せり、カバラアは十五ルーブリ、イワン死せり、かれワースカ(註、陳述は第三人称をもつて記載さる)は、かれの息子ワシリー・モチャーキンに、奉公を願えり。(Иванъ Кен не отаго,……Дитя челоу в сироты ому ево……)

このほか現存の史料では十七世紀後半についてのみ確認されるが、債務ホローブが主人の死によつて得た解放状を主人の遺族に返却している事例は、十六世紀末にも十七世紀前半にもあり得たと思われる。勿論この場合には新しいカバラアが書かれたのである。

第三に注目されるべきは、父子兄弟などを共同の主人とし

てカバラアを書かせたことである。既述のように、一六〇六年一月七日の法令は、このようなカバラアを「作成することならば帳簿に登録することを命ぜべからず」(ничемъ и в книжъ записывати не велено) として禁止している。ロシア・ソビエト史学の少なくとも一部には、この禁止が一五九七年法令にすでに指示されていたとする見解がある。それは同法令第六条を指しているのであるが、管見ではこの第六条が「二人の主人」といつているのは同一のカバラアにおける父子兄弟ではなく、「ふるいカバラア」でなればとかの債務ホローブになつてゐる者が、それを偽つてさら「新しいカバラア」を出して別の主人の債務ホローブになることを禁止しているにすぎない。一五九七—九八年の再登録に際して父の名でのスルジーラヤ・カバラアが拒否されたことは既述の通りであるが、父子兄弟の共同の名でのスルジーラヤ・カバラアが認められてゐる事例をあげることが困難でない。のみならずその後の新しいカバラアの承認と登録の際もとくに問題とされずにすまされてゐる事例が豊富である。その著しい一例をあげると、一六〇二年一月六日に承認され登録されてゐるマルファなる女と

その二人の子のスルジーラヤ、カバラアは、

……三ループリを、自己の主人トレチャーク、ペレベチン、ならびに、かれの子らマクシス、ニキータ、およびニキフオールより借りました。自己の主人らのもとで、(У своих хозяев)

毎日屋敷で奉公します。……

と書かれている。主人、父なるトレチャークが死亡してもこの母子は自由を得る権利はない。パーヴロフ、シリヴァンスキイらの指摘を待つまでもなく、「生涯的なカバラアを相統的なカバラアにしているもの」であるが、一六〇六年までは「一五九七年法令を迂回して」行なわれたとは考えられない。同法令にこれを禁ずる規定が見出されないのみならず、官憲の承認した共同主人の事例がそれにしてはあまりに多すぎるからである。

かくして十六世紀末葉には、身売り状によつて完全ホローブに入る者が少なくなつており、国家もまた既にこれになつてゐる者を否定することはしなかつたがスルジーラヤ、カバラアによる債務ホローブをホローブの主軸とする方策をとつたことが認められるとともに、ホローブ主の側で

はその債務ホローブを主人の一代限りで解放し手放なすことを必らずしも実行したのではなかつたことも確認しておかねばならない。それを債務ホローブの意に反して、と一義的に解し得ないにしても。

三 自由なる奉公人の債務ホローブ化

一五九七年法令は、スルジーラヤ、カバラアによる隷属者から返済、解放、移転の権利を奪つて債務ホローブなる範疇のホローブをつくり出した。が同時に主人の死後は自由と規定することによつて隷属の緩和をも企図した。これに対してロシア・ソビエト史学が十六世紀末ホローブ制の变革について隷属強化の方向を指摘せんとするとき、つねに言及するのが同法令第十条の規定である。

一五五五年十月十一日法令に明らかなように、「自由意志で」(добровольно)、即ち「証文なしで」(без письмен)奉公してゐる者はいつでも自由に主人のもとから移転できるのを原則としていた。^⑧しかるに一五九七年法令第十条は、このような状態で「半年およびそれ以上」(с полгода и больше)経過しているときは「かれらが欲せざるときでも」

(He Pokoren) スルジラヤ¹¹カバラアを書かしむべし、他

のなびともかれらをホロープに採るべからずと規定している。この第十条がその後におけるホロープ立法の一支点とされたことは法令・法典の示すところである。一六〇七年三月七日法令は、本人がカバラアを出すことを「欲せざるときは、非自由におとすべからず」として、第十条を修正した。しかしイー¹²スミルノフが指摘しているように、この修正は「動乱」の緊急情勢が招いた一時的な譲歩にすぎず、一六〇九年九月十二日には再び「一五五年（一六〇七年）の決定を廃止し」、「一〇五年（一五九七年）のものとの法令」を復活しているのである。¹³のみならず、一六四九年法典、第二十章第十六条は、最初の六ヶ月以上をさらに短縮して、「三ヶ月以上住むときは」「強制によつても」(и по Hepoce) 主人はかれらからスルジラヤ¹⁴カバラアをとり得る、と規定している。

右の法令・法典における本人が「欲せざるときでも」「強制によつても」スルジラヤ¹⁵カバラアがとられた実例を史料に徴することは容易でないが、ノヴォムベルグスキイは一六四四年に夫に死別した一寡婦の当局への次のような

訴状を紹介している。

私の夫と私とは、かれフョードルのもとで屋敷において自由意志で、カバラアなしに住んでおりました。(夫の死後も子供らとともに)「自分のものを飲み、食べ、自分の衣服を着ています。フョードルは、私が貧しく助けのないのを見て、私と私の子供らを餓死の鎖で苦しめています。」しかも「フョードルは、屋敷から解放せず、貧しき寡婦なる私と私の子供らに対してスルジラヤ¹⁶カバラアを要求しています。」

この訴状はカバラア拒否の理由として衣食が主人によつて供給されていないことをとくにあげているが、一五九七年法令第十条は、自由奉公人にカバラアを強制し得るのは、主人が「食べさせ、着せ、靴をはかせたからである」(По той оной что……корни и ошей и обуват)と述べている。自由なるべきカバラアなしの奉公人が、現実には解放されず、自由に立ち去り得ないでいたことも右の訴状に示されている。

さて、一五九七年法令が、半年以上の場合スルジラヤ¹⁷カバラアを強制し得ると規定した「自由意志で奉公する者」とは、自由人一般を指していたのであろうか。あるいは何か特別の範疇の者をいつているのであろうか。法令

第十条は「自由人について決定せり」という書き出しにはじまつていて、これに重点をおいて考えれば、あらゆる自由人は誰かのもとで六ヶ月以上滞在し衣食を与えられるときは、やがてスルジラーヤカバラアを強制されて債務ホローブに転化されることになつた、と解せざるを得ないようである。ここで問題になるのが雇傭労働者である。

グレーコフはロシアにおける雇傭労働使用が一五世紀後半と十六世紀前半に普及してきたことをとくに指摘しているが、一五九七年法令第十条については「一五五五年十月十一日の法律の廃止に他ならない」とし、それは雇傭労働を圧迫したもので、「四十年の間にロシアでは多くが移り変つた」という見解をとつている。さきにあげた自由意志の奉公人についてのその後の立法史をこのように解釈する立場はかなり一般的であつて、バスカコーワは一六四九年法典の該当条項について「短期間の雇傭契約で奉公に入つた自由人の隷属化の原則」の導入を考へており、かつてウジンツェフが「真の意味の個人的な雇傭」を示すものとした同法典農民の章の「農民が労働に雇傭される時(паша отвечает в работу)……かれらに対しスルジラーヤカバラ

アをとるべからず……」(第三十二号)についても、チスチャコフは「領主の農奴農民に対する所有権の擁護」を強調している。しかも他方において現代ソビエト史学はロシアの雇傭労働を説くとき、けつして十七世紀を除外して考えていない。「雇傭労働が労働する者の奴隷身分または緊縛を導くといふるい規範が、十六―十七世紀にも強い影響をもつていた」(フベジエンスキイ)ことを認めるにしても、一五九七年法令が自由人雇傭労働者の債務ホローブ化を直接に規定したものがどうかは、一応検討しておかねばなるまい。

そこで同法令第十条をもう一度読み直してみると、「自由人」といひながら、また「自由意志で奉公する者」(свои́мъ добровольно)「自由意志のホローブ」(добровольный холон)ときには「自由なるホローブ」(вольный холон)と云へいつている。「雇傭」「雇傭人」なる術語はけつして用いられていない。自由奉公人とは何であろうか。雇傭という術語は当時使われなくなつていたのか。これを登録帳簿におけるスルジラーヤカバラア締結者の前歴記載についてみよう。

七一〇三—七一〇四年、即ち一五九七年以前の帳簿からは、次のことを知る。

(1) 前歴調査のための訊問そのものが記載されている帳簿では必ず「以前に誰のもとで奉公せるや」(ранее чего у кого служил и т.д.)。つまり「奉公の有無」が問われている。

(2) 「雇傭で廻れり」(хотел по найму) という事例が少なくないが、その場合にはつねはじめに「なにびとも奉公したることなし」と答えられており、例えば「農民ミ―チャのもとに雇傭にて住めり」というような場合でも同様である。これに対して自由奉公のときは、まず、何の某のもとに「自由意志にて奉公せり」として、それにつづいて「その後奉公したることなし」と述べている。つまり雇傭は奉公から明確に区別され、別個の概念とされている。雇傭されたことは奉公したことを意味していない。

(3) 自由奉公の経歴では必ず主人の名を明記している。かつその半ば以上はその主人から如何なる事情で移転するようになったか、その主人との関係が如何にして断ち切られたか、それを明らかにしている。何れも「解放」なる用

語をもつて説明している。さきの一五五五年法令との関係が問題であるが、自由奉公人は十六世紀九十年代では、自由には移転し得ざる者として觀念されている。

いま一五九七年以前の帳簿にまず注目したのは、一五九七年法令発布当時において自由奉公と雇傭とがそれぞれどのような意味で用いられていたかを知るためであつたが、

この年以後の帳簿では、訊問そのものを、記載するものはないが、(2)(3)については、右と同様のことが確認される。

(一五九一—一六〇〇年)とくに七一〇八年の帳簿は多彩にして豊富な実例を示している。例えば、「町人イワンカのもとに八年間雇傭に住み

たり」^⑧「セイメイカのもとに二十年間雇傭に居たり」という

ような長期の場合でも、「奉公したることなし」と述べられ、これらの雇傭主からいかにして立ち去るにいたつたかの事情は問題にされていない。これに対して自由奉公につ

いては、「イワネゴロドにおいてフョードルに三年間自由

意志にて住めり、フョードルはかれを自由に解放し自己の

手になる解放状を与えたり、その解放状はかれのもとにて失なわれたり、イワネゴロドによりノヴゴロドに來り、イワンに奉公を願ひたり、イワンのもとにて一年間自由意志

にて奉公せり、イワンはかれを自由に解放し解放状を与えたり、いまオンドレアンに奉公を願ひたり」として、自由奉公とはいつても証文がないだけで、旧主との関係は解放でたち切られている。なかには「トレチャクにホローブたらんことを願ひ、かれのもとに、自由意志にて三年間住めり」^⑤「寡婦オクリーナのもとにホローブストウォにおいて自由意志にて二年間住めり」とあつて、ノヴォムベルグスキーのいう「自由意志のホローブなる範疇」^⑥をあきらかに示している場合さえある。これは法令にいう「自由なるホローブ」に一致するものである。

要するに、一五九七年法令第十条は、自由人一般について雇傭労働者一般について規定しては、なく、ホローブではあるが「自由意志で」すなわち「証文なしで」「奉公している者」からスルジーラヤ・カバラアを、強制によつてもとり得るとしてしているのである。

さて然らば第十条は現実にかに実施されたか。これに關してロシア・ソビエト史学で注目されているのが P.H. XV. 44-45 JBALF. 22. の七一〇六年の帳簿である。これ

には完全ホローブにして証文なきものとともに（既述）、自由奉公にして六ヶ月以上を経過せる者が「訊問において陳述せり、かれ何の某のもとに何年間奉公す、しかるにかれのもとに屋敷に意志により赴く」と述べられて、カバラアを出し登録されている。現存帳簿はその一部一五九七年十二月の六日間にすぎないが、自由奉公人より出されたカバラアは大ノヴゴロドのみで五十四通に及んでいる。この帳簿が一五九七年法令第十条の直接の反映を示していることについては、すでにパーヴロフ・シリヴァンスキイ、クージェワ、グレーコフらが論じているので、ここには省略する。ただし、これら先学は、一五九七年の以前および以後の帳簿にも自由奉公人が同一の主人にスルジーラヤ・カバラアを出している事例が散見することに全く言及していないので、この点を補足しておきたい。

一五九七年以前の帳簿でも自由奉公人が改めてその主人にカバラアを出しているのは、法令によらなくても充分あり得ることと思われる。それらでは少數の例外を除いてはほとんどが自由奉公していた年限を記していない。これに對して一五九七年およびそれ以後の帳簿では、一つの例外

もなくこの年限を明記している。一五九七年法令第十条の特質は本人が「欲せざるときでも」書かせ得ること、そしてその際「半年」以上自由奉公がつづいておるときと条件づけていることであつた。したがつて主人の側にしてもカバラを承認し登録する当局の側にしても、年限に特別な注目を向けたのではあるまいか。それが右の時期を異にした帳簿に反映しているのであらうと思われる。グレイコフが指摘しているように、法令第十条は規定の説明にあつて「この新しい法令」(ннненее новое уложение)といつており、一五九七年以前に類似の指示が出されていたとは推定し難いように思う。

(一五九九年一六〇〇年)(一六〇二一三年)
七一〇八年や七一一年の帳簿にも、自由奉公人によつ

て同一主人に出されたスルジラヤカバラがあつたと断つておらず、かつそれらが奉公年限を半年としているものより二、三年のものが多いいのは、法令をたてにとつてカバラを強制したものと、とくに半年経過を待ち構えるようにして強制したものが意外に少なかつたことを示している。しかし、一五九七年の帳簿の特異性は、これらの帳簿との比較においても、たんに数が多いだけでなく、半年から二

十年という各種の年限があつて、一方ではまさに「半年」を有効に利用した主人、他方では長年にわたつて放置したかまたは強制できなかった主人、これが押しよせた姿を雄弁に物語つておられるように思われる。

四 全ホロープの登録

一五九七年法令はその第四条において、今後奉公を願うものあるときはスルジラヤカバラは帳簿に登録され、それによつてホロープとして主人の死まで移転できない、と規定するにさき立つて、スルジラヤカバラの登録が一五八六年六月一日の法令以来実施されてきていることを述べている。ここからしてロシアソビエト史学では、そのテキストをのこしていない一五八六年法令について多くの論議がなされてきた。十六世紀末葉におけるホロープ制の変革に対して、一五八六年と一五九七年の二つの法令がそれぞれどのような意義をもっているか、という問題を、現代ソビエト史学でも殆んど試みていない登録帳簿そのものの検討によつて解明してみたいと思う。

現在までに発見されている帳簿は、ノヴゴロド地方のも

のに限られ、かつ七〇〇年^(二五九一九二二)の帳簿が年代的に最もふるい^⑩。

一五九七年法令の登録についての指示が一五八六年法令の枠をこえた何らかの新らしいものを含んでいたとすれば、

それは一五九七年の前の帳簿と以後の帳簿とに反映している^⑪と予想される。同一人による登録を比較することが望ま

しので、長い間「大ノヴゴロド」即ちノヴゴロド市の登録責任者であつた書記アリャビエフの帳簿をとりあげる。帳簿はノヴゴロド地方の「区」^{ビヤチヤナ}および「半区」^{ポロウイナ}から税とともに

大ノヴゴロドに送付され、さらに大ノヴゴロド自身のもれらとともに、モスクワに送られたのであるが、その際の

「送り状」をまず検討しよう。

A 一五九五年三月四日付の、書記アリャビエフのモスクワへの送り状^⑫は次の項目をふくんでいる。(1)「勅令によつて」かれが大ノヴゴロドにおいてスルジラヤ^{カバラ}を登録するよう命ぜられたこと、(2)一ループリにつき一

アルトゥインの税を徴収し、(3)帳簿と税を半年毎に送付するよう命ぜられていること、(4)一〇三年九月一日より一〇

三年三月一日までの税を徴収したこと、(5)区より帳簿と税

が送られてきたこと、(6)それらの「一語一語の自己の署名

つきの写し」と帳簿による税を、(7)モスクワの「カジョンヌイ^{ドゥウウォール}」の「カズナチエイ」あてに送つたこと。これで登録についての原則がほぼ理解されるが、同じアリャビエフが書いている

B 一六〇〇年三月十六日の送り状^⑬は、右と同じことを述べているが、若干の相違が見られる。その相違点にとくに注目してみると、「区」にありては郡の長老に登録するよう命ぜられたり^⑭が入つてゐる。一五九七年以前でも区から大ノヴゴロドへの送り状はこれを明記している故、この相違は意味をもたない。Aの(7)と異なつて送り先が「ホローブ裁判庁」^(Иппуас хоровно суда)となつてゐる。この相違は一五九七年以前と以後の送り状に共通して見られるものである。しかし「カジョンスイ^{ドゥウウォール}」^(Kasern-Haus-Ropf)はジーマンの説いてるように財政のみを扱つたのではなく、つまり登録の税のみを扱つたのではなく、公文書の保管も司つた役所でもあり、それ故に帳簿がここに送られてゐると考うべきであらう。一五九七年以前の登録が税徴収のためであつたとは思われないのであつて、この年以前の帳簿の内容の精密さはこれの一つの論拠たり得

ようし、アリヤビエフからの帳簿と税の受領に署名しているモスクワの書記ビヤートツイニコフシキンは一五九七年法令第九条にホローブ関係の事務担当者として明記されており、かつかれの署名をもつスルジーラヤカバラアが多数確認されている。結局送りさきの相違は、レオンチエフが指摘しているホローブ裁判庁の完全独立と機構拡大を示しているにすぎない。最後にA(5)とちがつてBでは区から大ノヴゴロドに送られてきた帳簿について「ホローブに對するカバラア登録帳簿」といつている。スルジーラヤカバラアによる隸屬者、いわゆる「債務リニュージイ」がホローブに転化されたのは一五八六年法令によつてかまたは一五九七年法令によつてかという論争の解決に一つの鍵を与えるとも思われるが、一五九七年以前でも各区の帳簿にはときに「ホローブ奉公の帳簿」とか「ホローブ帳簿」とかの見出しがつけられている。したがつてこの相違点もまた一五九七年法令の劃期的意義に係するものではない。

要するに、送り状を通して見た限りでは、一五八六年法令にはじまるというカバラア登録制は、一五九七年法令によつてその原則の上に変化をこうむつていない、と言わね

ばならない。では具体的な登録の様式はどうか。

この登録の様式を事例をもつて示すことは、それにカバラア原本も転写されていることもあつて、参考に資するところ少なくともないと思考するのであるが、紙数の都合上割愛せざるを得ない。一五九七年の以前と以後とは精粗のちがいあるのみで、その様式と手続において何ら異なることはない、即ち、(1)書記アリヤビエフのもとにカバラア作成者および奉公せんとする本人が出頭して、カバラアを提示、(2)つぎにカバラア原本の転写、(3)本人の訊問に対する陳述(既述のように、とくに前歴について)、(4)本人の面相、年令などの記載、(5)税徴収の確認の記載、(6)カバラアが主人に返却されたことの記載、(7)カバラア作成者および証人が帳簿にも署名せることの記載、が共通していて、一五九七年以前のもものでは(1)および(3)の訊問が詳しくなつてゐる。本質的な部分における変化は認められないのである。

かくしてカバラア登録制は一五九七年にはじまつたのではなく、それ以前に実施され確立されていたものであつて、少なくともこの面では一五九七年法令は以前からのものの連続・踏襲であつたにすぎないことは明らかであろう。

とすれば登録におけるこの法令の意義はとくに重要視する必要があるのであろうか。あるいはまた一五八六年法令以後スルジャーヤカバラアは登録されており、という第四条をそのまま信ずべきであらうか。この点で検討を必要としたよき資料を提供するのが、PHB. XVII. の七一〇六年の再登録帳簿である。この帳簿が法令第一条および第二条の指示によつたこと、完全ホローブに対する各種証文が提出され登録されていることなどについては、いづれ公表されると思う別稿に大略を述べているので省略し、いまスルジャーヤカバラアに焦点をしばつて検討してみると、次のことを指摘し得ると思う。

一五九七年から翌一五九八年にかけて再登録されている証文のうち、一五八六年—一五九六年の間に成立したスルジャーヤカバラアは計百二十三通であるが、そのうち二十八通は極めて簡略化された形においてではあるがさきの現存帳簿にもまきに見出される。のみならず、その他のカバラアのなかで「書記の署名」または「郡の長老の署名」を確認されて再登録されているものが少なくない。これらは前述のように、カバラアが大ノヴゴロドでは書記によつ

て、区や半区では郡の長老によつて承認され登録され、かつ主人に返却されていることを思えば、カバラアが返却されるに際して署名されているもので、何年かの後一五九七年法令によつて再び提出されたとき、それに書記または郡長老の署名ありといちいち明記の上再登録されていることは、それらのカバラアがかつてはじめての承認成立のときすでに登録されたものであることを示していると思われる。現存の最初の帳簿にまさに照合し得る前記二十八通の再登録の様式と、これら照合し得ないものの様式とは全く同じであることも注目せられる。それはただ現在に最初の帳簿が伝わらないために照合し得ないのみであらう。一五八六年以前の日付をもつスルジャーヤカバラアにして一五九七—九八年に提出の際、書記または郡の長老の署名ありと確認されているものが一通もないことは、右のことを推定せざる一つの根拠である。

勿論、この書記または郡の長老の署名の有無は一五八六年、即ちカバラア登録制指示の年をもつて截然と区分されてはいない。しかしこのことがまた一つの意味をもつているように思われる。ハネヤフは末刊の七一〇六年の再登録

帳簿に、一五八八年と一五九一年の日付をもつ二通のカバラが次の註記をもつて登録されていることを報じている。

法令に反して、アナセールスキイ教会の書役が作成し、郡の長老のもとにおいて帳簿に登録されあらず。(岡点、石戸谷)

パネヤフはこの史料を一五八六年法令が登録を指示したことの一つの証拠にあげているのであるが、それを充分に認めたとす、この史料はまた同法令が発布の後たちには徹底して実現されていなかつたことをも暗示していると見たす。PMB. XVII. の再登録帳簿には一五八六年以前の日付をもつスルーヤカバラにしてその作成者が「教会の書役」と明記されているものはわずか一通にとどまるが、トロイツキイの書役、ウスペンスキイの書役など、カラチコフが別の問題についてであるが、教会の名と判断している名称を冠している者が極めて多い。一五八六年法令以前に、教会の書役がカバラ作成に主要な役割を演じていたことが推定される。この法令以後でもかれらの手になつた場合には公に登録されず、それが右のパネヤフ報告の史料にあらわれているのであろう。このような立場から、PMB. XVII. の再登録帳簿における一五八六年以後のカバ

ラの作成者を見ると、しばらくは教会の名を冠した書役の名がつづき(すべてについてはではない)、一五九二年以後の日付のカバラには全く姿をあらわしていない。他方、再登録に際して書記または郡の長老の署名ありと確認されているカバラは、一五九〇年日付のものから次第に比率を増し、一五九二年以降の日付のものでは全く稀な例外を除いて、すべてこの署名をもつている。この関係は書記または郡の長老の署名ありとされているカバラでは、一つの例外もなくその作成者が教会の書記になつていない、ということを判定し得るにとどまる。しかしその背後には、一五八六年以後もしばらくは、カバラを正規の手続によつて獲得し同時に登録する者(主人)のみとは限らなかつた事例がかくされていると思う、これが第一。つぎには一五九七年法令発布の直前には登録はかなり徹底しはじめていたということ、これが第二。

第一の事實は、一五九七年法令が一五八六年法令の実施を一そう徹底させるために発布されたと思わせる。しかし第二の事實を重視すれば、その必要はなかつた筈である。とくに強調さるべきは、一五九七—九八年の再登録に際し

て、それ以前に正規の手続によつて承認され登録されているスルジョーラヤカバラブまでが、その帳簿が当時現存していたにかかわらず、一五八六年登録制実施前のカバラブ、および登録制実施後に法令にそむいて登録されていながらたカバラブと一律同様に登録し直されていることである。いわば、一五九七年法令は一面において一五八六年法令を繼承するとともに、他面において独自の基礎と新しい出發点立つて、全ホローブを掌握し、全国家体制の中におけるホローブを管制するの決意をもち、かつこれを遂行したものであつた。

- ① 拙著「十六世紀ロシヤの債務リキニシム」（『土地制度史学』第十四号）。
- ② В. И. Корсакин. Из истории зарождения крепостного права в России в конце XVI—начале XVII в. «История СССР» 1957. No. 1.
- ③ ПРП. IV. стр. 370-374. стр. 517-521.
- ④ В. Д. Греков. Крестьяне на Руси с древнейших времен до XVII в. II. 1594. стр. 314, 328.
- ⑤ В. О. Ключевский. Сочинения. т. III. стр. 399.
- ⑥ М. Дьяконов. К вопросу о крестьянской порядной записи и служижной кабаде. «Оборник статей. пов. В. О. Ключевскому»

1909. стр. 322.

- ⑦ В. М. Панеях. Из истории кабалыного холопства в XVI в. «Вопросы и экономики классовых отношений в русском государстве XII-XVII вв.» 1960. стр. 103.

- ⑧ А. Данило-Данилевский. Служижки кабалы позднефеодального типа. «Оборник статей. пов. В. О. Ключевскому» 1909.

- ⑨ 一般の略記は「華書苑集のそとに世に半代順を示す」
47: АКО. 1838; АИКОС. кн. II. 1-ая половина. 1855. (=списка
 Лаксера); АЮБ. I. 1857, АЮБ. II. 1864; РИБ. т. XV. 18
 94; РИБ. т. XVII. 1898; Акты Юшкова. 1898; ЖЗАК. вып.
 22. 1910; НЗКК. 1938. 1939. 1941. 1942. 1943. 1944. 1945. 1946.
 ⑩ 未詳史料が少なからず。

- ⑪ 特殊論文として「附録のそとに」: Н. П. Павлов-Сильванский. Люди кабалыные и докнадыне. «ЖМНП» 1895. 444-448 его
 Соч. т. I. Государевы служилые люди. 1909. стр. 301-336.;
 В. Урлов. Кабалыные деньги в конце XVI века. «ЖМНП»
 XXXVIII. 1910.; Н. Новомодецкий. Вымученные кабалы в
 Москов. Русн XVII столетия. «ЖМЮ» 1915. No. 5.; О. Н.
 Вятт. Прамота полная. «Съ. статей. пов. С. Ф. Платонову»
 1922.; В. И. Веретенников. К истории кабалыного холопства.
 «ЖЗАК» 1926; Ю. Н. Купцова. И истории холопства в конце
 XVI-начале VII века. «Истор. Записки» т. 15. 1945.
 ⑫ А. Флювьев. Холопство и холопы в московском государстве
 XVII в. т. I. 1943. стр. 71-72.

- ② В. Егоров, Указ. соч. стр. 56.
- ③ ПРП. вып. V. стр. 102.
- ④ В. Егоров, Указ. соч. стр. 50, 54.
- ⑤ Липно-Данилевский, Указ. соч. стр. 746-748.
- ⑥ РИВ. XV. книга 7108. стр. 65.
- ⑦ Там же, стр. 50.
- ⑧ Там же, стр. 22.
- ⑨ Там же, стр. 46.
- ⑩ Н. Новомбергский, Указ. соч. стр. 289.
- ⑪ Е. Н. Кузас. соч. стр. 89. Б. Д. Греков. Указ. соч. стр. 89. Б. Д. Греков. Указ. соч. стр. 123.
- ⑫ РИВ. XV. книга 7106. стр. 8, 20, 25, 47.
- ⑬ АО. II. No. 405; АЮБ. I. No. 93; АЮБ. II. No. 127. 1
 七八〇年法令のそとに於て В. Егоров, стр. 50, 52. Веренинков,
 стр. 162, 170. Липно-Данилевский, стр. 724, 760-761. М.
 Дьяконов, стр. 324-328.
- ⑭ Липно-Данилевский, Указ. соч. стр. 747.
- ⑮ ПРП. вып. IV. стр. 376.
- ⑯ Там же, стр. 379-380.
- ⑰ 拙稿「ホローン所有に關しての法史的考察」(『奈良学芸大
 学紀要』人文社会科学編十卷一号)の同『十五・六世紀ロマンに
 對ける非自由人(ホローンの勞役)』(『史学雜誌』七十編七号)
 参照。
- ⑱ РИВ. XV. книга 7108. стр. 36-37, 46-47, 48-49, 55-56,

57-58, 62-64, 69-70, 74-75. РИВ. XVII. No. 63. АО. II.
 No. 406. АЮБ. I. No. 93. IV, V, VIII. АЮБ. II. No. 131.
 II, стр. 127. НЭКБ. стр. 28-29, 100-101, 144-145.

(700) 99

- ⑲ В. Егоров, Указ. соч. стр. 56.
- ⑳ М. Дьяконов, Указ. соч. стр. 327. Л. Данилевский, РИВ.
 XVII. Введение. стр. XVII, XXI. В. И. Сергич, Древняя
 Русск. права. т. I. изд. 3. 1909. стр. 166.
- ㉑ Б. Д. Греков, Указ. соч. стр. 324.
- ㉒ М. Дьяконов, стр. 327. В. И. Сергич, стр. 116. Очерки
 История СССР. XV-XVII вв. АН СССР. стр. 479. Очерки
 История СССР. XV-XVII вв. Джиш. отк. РСФСР. стр. 201.
 И. М. Воблиц, История народ. хозяйства. стр. 55. Вопросы
 История. No. 12. 1961. стр. 145-146.
- ㉓ «Исторический архив» No. 4. 1959. «История СССР» No.
 1. 1960.
- ㉔ 歴史雑誌の雑誌雑誌。
- ㉕ Владимирский-Буцанов. Христоматия. III. 1908. стр. 75. С.
 Вагн. Указ. соч. стр. 116. 118. Б. Д. Греков. Указ. соч.
 стр. 328.
- ㉖ В. Буцанов, Обзор истории рус. права. 1905. стр. 411.
 П.-Сильванский, Указ. стр. 304, 318. В. Егоров, Указ. соч.
 стр. 54. Н. Новомбергский, Указ. соч. стр. 302.
- ㉗ Акты Юшкова. No. 259.
- ㉘ Б. Д. Греков, Указ. соч. стр. 327-8.

394, 395, 398, 430, 431, 510, 530.

⑲ A. K. Леоньев. Образование приказной системы управления в Рус. государстве. 1961. стр. 186.

⑳ НЗКК. I. стр. 52, 383, 452.

㉑ B. M. Паневх, Указ. соч. стр. 106.

㉒ АИОС. стр. 21.

〔付記〕 1、本文に論及できなかった問題で、註に解説せんと考
えていたものが少なくない。紙数超過のためこれをも果し得な
かったこと諒とされたい。

2、本稿引用の史料および参考文献の大部分は、石戸谷茂生氏に
よつてコロンビア大学図書館所蔵本を、またホロップ研究に不
可欠な史料 НЗКК は黒田良信氏によつてアメリカ国会図書館
所蔵本を、ともにマイクロ・フィルムにして送られたものであ
る。紙上をかりて両氏に厚く謝意を表したい。

執筆者紹介

泉谷 康夫	京都大学研修員
楊 聯 陞	ハーバード大学教授
石戸谷 重 郎	奈良学芸大学教授
酒 井 敏 明	京都大学大学院学生
牧 健 二	龍谷大学教授
朝 倉 弘	奈良県立御所工業高校教諭
尾 野 比左夫	ノートルダム清心女子大学講師
大 脇 保 彦	追手門学院高校教諭

of Chinese copper coins and foreign silver coins side by side and by frequent occurrence of Central Asiatic names among its residents. Remarks are also made on the ancient conception of *chün* 均 or "equalization" and its influence on various institutions in Chinese history. It is a good example showing the continuous nature of Chinese culture and civilization. Finally, a few corrections are suggested for the extensive studies made by *Sudō*, *Nishijima* and *Nishimura*. A fragmentary document considered by *Nishijima* as a petition approved by the district authorities perhaps should be interpreted as a petition rejected by the magistrate. A character *t'ung* 通 (meaning "a report, to report") was misread by *Nishijima* as *p'u* 逋 ("to own in arrears"). *Sudō's* theory that the words *tien-jen Nu Chi-chu* 佃人奴集聚 meant "tenant, slave (named) *Chi-chu*" is probably mistaken. It seems to mean "cultivator, *Nu Chi-chu*," with *Nu* as the person's surname. The person was probably a freeman and not a slave.

The Kholop Decrees in the End of the 16th Century and the Kabal'ny Kholop

by
Jūro Ishidoya

In the 16th century Russia prevailed *sluzhilaya kabala* as a form of temporary loan de jure. The boyar-creditor endeavoured to secure labor power by this debt bond rather than by old type of kholopstvo. The decrees of 1586 and 1597 instructed much about the *sluzhilaya kabala* and its registration. Particularly the decree of 1597 made an epoch in the history of Russian kholopstvo. The author tried not only to examine the articles of this decree, but to analyze the registers before and after 1597. The decree deprived the debtor the right to return *kabala* money and to remove from his creditor, and thus transformed him into *kabal'ny kholop*. Only the death of his creditor-lord emancipated him. But some bereaved families did not desire to emancipate the *kabal'ny kholops*. The decree of 1597 held in check the appearance of the

complete kholop, on the one hand, and turned the free servant without the bond into kabal'ny kholop by means of making him sign a bond, on the other. The decree of 1597 instructed all kholops to enter in the register no matter whether it be the complete or the kabal'ny, and the registers of 1597-98 proved that the registers before 1597 were neglected and the year 1597 was the new starting-point in the history of Russian kholopstvo.

Mountain Paths of the Pamirs

by

Toshiaki Sakai

It may not be needed here to refer the significance of the Silk Road in the communication of the Eastern and Western Civilizations.

The land route connecting the East with the West and the India was made through the great mountain barrier of the continent, the Himalaya, the Tien Shan, and the Hindu Kush and so on, of which the Pamir Knot having the utmost significance. Some of the ways cut through and touched the outer fringes of this mountainous tract, and we know correctness of descriptions of the famous travellers such as Huan Tsang and Marco Polo were proved by the results of explorations and surveys made during these several decades.

I am to demonstrate circumstances and conditions of these ways in connection with the Pamir Knot recovered before the World War I, picking up materials from reports of modern explorers and travellers who went into there and made scientific surveys of the country left almost a terra incognita until their time.

There were five main routes in and along the Pamir Knot connecting the Tarim Basin with Ferghana, Trans-Oxiana and India: these were 1. Terek Pass route from Kashgar to Osh and Kokand, 2. Taunmuran Pass route from Kashgar to Stalinabad and Termez, 3. Wakhjir Pass route from Yarkand to Qala-i-Panja and Mazar-i-Sherif, 4. Minataka Pass route from Yarkand to Gilgit, 5. Kara-